

年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

スローガン
『いそいでも かならずかくにん みぎひだり』

年末年始は忘年会・新年会などで夜間の外出・飲酒の機会が多くなり、ちょっとした気のゆるみから「1杯くらいなら運転しても大丈夫」といった安易な気持ちになりがちですが、車を運転するときは、たとえどんな理由があっても絶対に飲酒をしてはいけません。

また、高齢者の交通事故が依然として多く、海田町でも道路横断中の高齢者の死亡事故がございました。歩行者は**自分の身は自分で守る**ため信号機や横断歩道があるところを横断するようにし、横断中も左右の確認をしましょう。夜間は、反射材・ライトを活用しましょう。運転者は、速度を落としたり、道をゆするなど思いやり運転に心がけましょう。

町民一人ひとりが「交通ルールの徹底」「事故に遭わないための心がけ」に努め、交通事故をなくしましょう。

生活安全課 ☎823-9208
FAX823-7927

12月11日(火)
～20日(木)

交通安全パレード みはさん 見にきてね!

ひまわり大橋からイオン海田店まで、交通安全パレードを行います。

吹奏楽の演奏とともに、各自治会の皆さんと交通安全を呼びかけながら行進します。

日 時◆12月16日(日)
10時30分～(雨天中止)

コース◆ひまわり大橋～イオン海田店
出 演◆海田中学校吹奏楽部

窓口で本人確認を行っています

～住民票の写しや戸籍謄本などの取得には本人確認書類が必要です～

住民課 ☎823-9205
FAX823-9627

住民票の写しや戸籍謄本などの取得には、窓口に来た人が本人であっても不正取得を防ぐため、運転免許証やパスポートなどで本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

住民票の写しを取得できるのは、本人または同一世帯の人で、戸籍謄本など戸籍関係の証明書を取得できるのは、本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫です。それ以外の人(兄妹・甥姪など含む)が取得請求す

る場合は、委任状が必要ですので注意してください。

なお、印鑑証明書については、印鑑登録証の提示があれば代理人でも取得できます。

※役場で発行している住民票などは、海田東公民館の証明書発行コーナーでも取得できます。

※電話予約により、平日の時間外や土・日曜日などの閉庁時にも住民票の写し、印鑑登録証明書などが取得できます。

わたしたちの国保 「ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう」

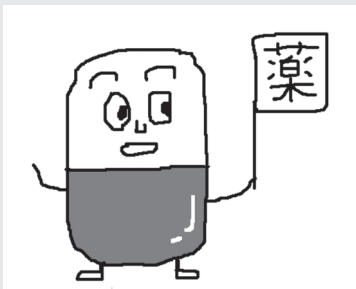
住民課 ☎823-9206 FAX823-9627

ジェネリック医薬品は、新薬の製造・販売の特許期間が終了した後に、新薬と同じ有効成分でつくられる後発の医薬品です。開発費用が少なく済むため、新薬より安価です。新薬と同様に、薬事法に基づいて厚生労働省から承認されている薬です。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには……

ジェネリック医薬品は、医師の処方せんが必要な薬です。処方せんの「変更不可」の欄に医師の署名や具体的な薬に変更不可などの記載がない場合は、薬剤師と相談の上でジェネリック医薬品を使用できます。

治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もあるので、まずは医師に相談してください。その選択や使用法については薬剤師と相談しましょう。



▲じゃねりっ君

下水道

下水道課

☎823-9211
FAX823-9839

3年以内に接続を

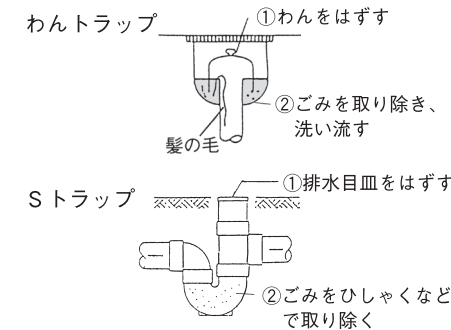
下水道が整備されて処理開始区域になると、その処理開始区域内に住んでいる皆さんは、台所・風呂場、便所などから排出される汚水を、3年以内に公共下水道に接続しなければなりません。

清潔で快適な生活環境づくりのため、まだ接続していない人は早めに接続しましょう。なお、これらの接続工事は町の「排水設備工事指定工事店」でなければ施工できません。工事を依頼する場合には、指定工事店にな

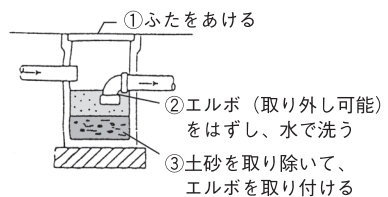
排水管の大掃除も忘れずに
年末の大掃除でつい見過ごしてしまうのが排水管の清掃です。排水設備は、器具やますに水をためることで、悪臭や害虫が屋内に侵入することを防ぐトラップ構造となっています。この装置に、髪の毛が引っかかったり、ゴミや米粒

がたまると、管が詰まり、悪臭の原因となります。この装置を掃除するだけで、排水設備は若返ります。公共下水道に接続している人は、今年の大掃除に排水設備の清掃も加えましょう。
なお、町では、宅地内の排水設備の清掃を業者に依頼することはありません。最近、町内で業者を装い、「海田町から依頼された」などと偽って家庭を訪問し、宅地内の下水ますなど排水設備の清掃を行い、高額な費用を請求するという事例も発生していますので注意してください。

●流し台・浴室の床など



●屋外の足洗い場など



「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が10月1日に施行されました。この法律では、虐待を発見した場合に、町への通報が義務付けられています。

た、しつけ、指導といった名のもとに、不適切な行為が続けられている場合もあります。このような場合には、周囲が「それは虐待」だということを適切な方法で気付かせて、虐待されている人としている人、双方を救う必要があります。

※通報者の秘密は守られます。
【障がい者虐待の例】
・身体的虐待：暴力、身体拘束、医学的必要のない投薬で動きを制限する など
・性的虐待：本人が同意していない性的な行為やその強要 など
・心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ など
・放棄・放任：食事・排せつなどの世話をしていない、必要な医療・教育などを受けさせない など
・経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金を使ったり運用したりする、本人の金銭の使用を理由なく制限する など

一方、障がい者本人も、障がいがあるために、自分がされていることが「虐待」であると認識できていない場合があります。また、無力感からあきらめてしまっていることもあります。このように障がい者本人から訴えない場合には、周囲がより積極的に介入して、虐待の長期化・深刻化を防ぐ必要があります。

私たちみんなの責務です。

「虐待」は「自覚」を問いません。虐待をしている人の中には、自分のやっていることが「虐待」にあたると気付いていない人もいます。また、虐待を防止するためには、国民は、障害者虐待防止法では、国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国または地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならぬ」とされています。障がい者が自信を失うことなく自立した生活を送れるよう、また養護者(障がい者の家族など)がその負担から道に迷ってしまうことのないよう、周囲にいる私たちが見守っていかねばなりません。

12月3日～9日は障害者週間です

社会福祉課

☎823-9207 FAX823-9627